

## 広島県公営企業管理規程第一号

広島県上下水道部事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

### 広島県上下水道部事務処理規程の一部を改正する規程

広島県上下水道部事務処理規程（昭和四十二年工業用水道事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一

事務の種類別 (略)	規則又は訓令の名称 (略)
職員の人事評価に関する こと。	(略)
職員の標準的な職及び標 準職務遂行能力に関する こと。	標準的な職及び標準職務遂行能力を定 める訓令(平成二十八年広島県訓令第 九号)
短時間勤務会計年度任用 職員の人事評価に関する こと。	広島県短時間勤務会計年度任用職員人 事評価実施規程(令和二年広島県訓令 第二号)
(略)	(略)

別表第二

規則・訓令の 名称 (略)	読み替える べき規定 (略)	読み替えられるべ き字句 (略)	読み替える字句 (略)
広島県職員人 事評価実施規 程	(略)	(略)	(略)
広島県短時間 勤務会計年度 任用職員人事 評価実施規程	項 第七条第五	総務局人事課長(以 下「人事課長」と いう。)	上下水道部上下水 道総務課長(以下 「上下水道総務課 長」という。)
	第八條	人事課長	上下水道総務課長
	項 第九条第一	総務局長	上下水道部長
		人事課長	上下水道総務課長
二 項 第十一条第	総務局人事課	上下水道部上下水 道総務課	

改正前

別表第一

事務の種類別 (略)	規則又は訓令の名称 (略)
職員の勤務評定に関する こと。	(略)
(略)	(略)

別表第二

規則・訓令の 名称 (略)	読み替える べき規定 (略)	読み替えられるべ き字句 (略)	読み替える字句 (略)
広島県職員人 事評価実施規 程	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。